

群馬東部水道企業団 水安全計画を改訂しました！

群馬東部水道企業団 水安全計画の改訂

群馬東部水道企業団は、安全で良質な水道水を将来にわたってお客様にお届けできるよう厚生労働省の「水安全計画策定ガイドライン」に基づき「群馬東部水道企業団 水安全計画」を平成 30 年度に策定しました。

令和 2 年 4 月から群馬県との事業統合により「みどり浄水場」と「東部浄水場」の 2 つの施設が群馬東部水道企業団に新たに加わりました。そこで「群馬東部水道企業団 水安全計画」を改訂することになりました。

水安全計画とは

水安全計画は、水道システムの実態把握に基づき、水源から蛇口に至るまでの過程で想定されるすべての危害（リスク）を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものです。

具体的には特定した危害に対して管理措置の設定と監視方法・管理目標の設定を行っています。この流れの一例を写真とともに整理すると下表のとおりです。

水道システムの評価		管理措置の設定	
発生場所	危害(リスク)の例	確認方法	対応方法
 表流水源  地下水源  ろ過池 浄水場 紫外線装置  蛇口	台風・豪雨 車両事故 病原生物の混入 農薬類の混入 薬品の注入不良 停電 施設老朽化 赤水の発生 残留塩素の不足	 濁度計  採水・分析  中央監視室  自動採水装置  水質計器  分析装置  残留塩素計	凝集沈殿強化 水質管理の強化 情報収集・原因調査 粉末活性炭の注入 水質管理の強化 情報収集・原因調査 現場確認・施設点検 臨時の水質確認 点検補修 塩素注入調整



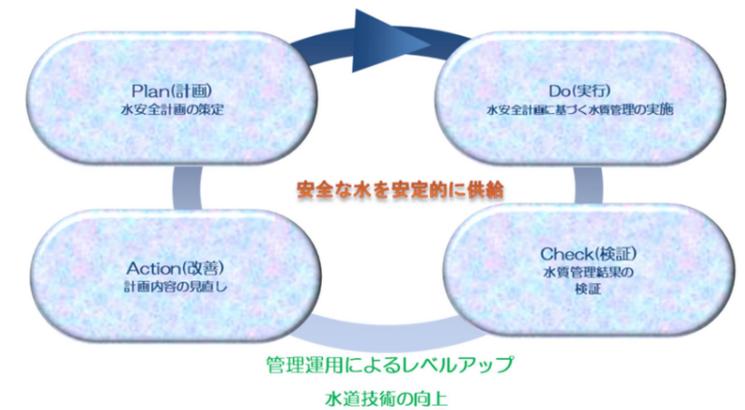
【みどり浄水場】



【東部浄水場】

安全な水を安定的に供給するためには、PDCA サイクルの考え方に基づき、「水安全計画」が十分なものとなっていることを確認し、必要に応じて改善することが重要です。

今回の改訂により、「みどり浄水場」と「東部浄水場」を含めた水道施設のより一層の水質管理が促進されることになりました。



水安全計画の効果とは

水安全計画の策定と運用によってもたらされる効果は次のとおりです。

- ①安全性の向上～水質の安全性がより一層高まる。
- ②維持管理の向上・効率化～維持管理水準の向上や効率化を図ることができる。
- ③技術の継承～技術的な内容を文書化することで、高度な技術継承ができる。
- ④需要者への安全性に関する説明責任（アカウンタビリティ）～文書化された計画で管理しその記録によって、お客様へ説明ができる。
- ⑤一元管理～水道システム全体の管理を一元化し、統合化を図ることができる。
- ⑥関係者の連携強化～マニュアル化し、関係部署との情報共有を図る。

水安全計画に関する問い合わせ先
 群馬東部水道企業団 工務課
 〒373-0853 群馬県太田市浜町 11 番 28 号
 TEL 0276-45-2733 FAX 0276-48-1144